



特集

行政訴訟

行政事件というと、取っつきにくいというイメージがつかまとう。

確かに、行政事件では、訴訟要件が通常事件に比べて重要な意味をもち、例えば、免停 30 日の処分を受け、これを不服として運転免許の効力停止処分の取消訴訟を提起しても、30 日が過ぎてしまった場合、訴えの利益があるのかが問題となったり、その他行政行為を争ってその取消しや無効確認を求めても、原告適格に欠ける、行政処分にあたらぬなどの形式的理由で訴えが却下されることが多い。

さらに、実体審理に入っても、行政の裁量を尊重するとの理由で原告敗訴となることも多々ある。

これらの事情を反映して、わが国の行政訴訟の件数は諸外国に比べ際だって少なく、行政事件訴訟制度の改革が課題とされてきた。

そこで、本特集では、行政事件訴訟法の改正概要を紹介するとともに、税務訴訟の基礎知識等を掲載することとした。